

議第4号

松本都市計画道路の変更について

令和3年(2021年)3月26日提出  
長野県都市計画審議会長

---

2都第555号  
令和3年(2021年)3月12日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

松本都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 松本都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・5・6号出川浅間線ほか 1 路線を次のように変更する

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・6	出川浅間線	松本市出川2丁目	松本市浅間温泉3丁目	松本市惣社	約7,000m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差 12カ所	
	3・6・8	末広線	廃止								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域において社会情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、1路線の終点を変更し、1路線を廃止するものである。

## 変更理由書

松本都市計画道路は、昭和7年に当初の路線が決定され、その後、人口増加による交通需要の増加等に対応するために昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更を行い、現在59路線が計画決定されている。計画延長は約115.5kmであり、この内整備済延長は52.2kmであり、整備率は、約45%（令和2年3月末時点）にとどまっている。

松本都市計画道路の多くは、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されてきたが、近年は、人口減少や少子・高齢化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ、社会・経済情勢が大きく変化してきている中、必要性に変化が生じている区間がある。

このような状況を踏まえ、松本市においては平成20年度から都市計画道路の見直しに取り組み、幹線街路の未着手路線を対象に、その必要性と実現性による区間別評価を行い、公表している。

平成23年度からは、松本市総合計画や都市計画マスタープランをはじめとする上位計画との整合を図ったうえで、区間別評価に基づき改めて将来道路網の検討を行い、土地利用面や将来交通量推計の検証及び評価の再整理を行い、都市計画道路の見直し方針を策定した。

この見直し方針に基づき、対象地域との合意形成や関係機関の協議が整った路線から、順次都市計画道路の変更を行うものである。

### 3・5・6号出川浅間線

松本都市計画道路3・5・6号出川浅間線は、3・4・22号小池平田線との交差点を起点とし、昭和36年に都市計画決定された幹線街路であり、当初決定から約60年が経過している。

本路線は、市街地東部における外環状線の一部として、南北の交通を受け持つ路線として位置付けられ、一級河川薄川から北に約0.4kmの区間を事業中である。終点側は、昭和7年に旧本郷村における路面電車の駅を中心とした街路網の一部として計画され、その後、昭和36年に浅間線として当初決定された。平成8年には終点側の松本を代表する温泉街の路線バス発着所周辺に休憩施設を計画、整備をして憩いの場として都市空間の提供や、路線バス発着所と温泉街を結ぶ交通結節点の機能を付加している。

都市計画決定当時と比べ、社会・経済情勢が大きく変化している中で、本路線の終点側約360mの区間については、その必要性に変化が生じており、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画の各道路機能の評価において必要性が低く、廃止候補に位置付けている。

現状の道路機能として、市街地や松本IC方面から浅間温泉街への主要な交通は、3・4・3号小池浅間線や3・4・5号埋橋浅間線が担っており、バス路線としている。浅間温泉街の中の道路網は必要な生活道路が整備されており、温泉地の住環境も既に形成されている。

また、将来交通量推計において、本区間を廃止した場合も、周辺の交通量や混雑度に支障がないことや、本路線の終点側に幹線道路が存在しないことからネットワークが形成されておらず、将来的な都市の拠点間を結ぶ位置づけや広域的な道路機能を担うものではないため、今回、終点から交通変節点の上記区間を削除し、終点を3・4・5号埋橋浅間線との交差点に変更するものである。

### 3・6・8号末広線

松本都市計画道路3・6・8号末広線は、3・5・6号出川浅間線との交差点を起点とし、昭和36年に都市計画決定された幹線街路であり、当初決定から約60年が経過している。

本路線は、昭和7年に旧本郷村における路面電車の駅を中心とした街路網の一部として、温泉旅館が集積する地区内に計画され、その後、昭和36年に末広線として当初決定された。

都市計画決定当時と比べ、社会・経済情勢が大きく変化している中で、本路線の必要性に変化が生じており、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画の各道路機能の評価において必要性が低く、廃止候補に位置付けている。

現状の道路機能として、市街地や松本IC方面から浅間温泉街への主要な交通は、3・4・3号小池浅間線や3・4・5号埋橋浅間線が担っており、バス路線としている。本路線は現道である県道が概ね計画と同等の幅員を有して道路機能を代替しており、温泉地の住環境も既に形成されている。

また、将来交通量推計において、本路線を廃止した場合も、周辺の交通量や混雑度に支障がないことや、将来的な都市の拠点間を結ぶ位置づけや広域的な道路機能を担うものではないため、今回、本路線を廃止するものである。

## 松本都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・5・ 6	出川浅 間線	松本市 出川 2丁目	松本市 浅間 温泉 3丁目	松本市 惣社	約 7,360 m	地表式	2	12 m	幹線街路と 平面交差 13カ所	
	3・6・ 8	末広線	松本市 浅間 温泉 3丁目	松本市 浅間 温泉 3丁目	松本市 浅間 温泉 3丁目	約 200m	地表式		8m	幹線街路と 平面交差 1カ所	

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・5・ 6	出川浅 間線	松本市 出川 2丁目	松本市 浅間 温泉 3丁目	松本市 惣社	約 7,000 m	地表式	2	12 m	幹線街路と 平面交差 12カ所	変更区 間 L= 約 360m 終点の 変更
	3・6・ 8	末広線	廃止								

都市計画の策定の経緯の概要

松本都市計画道路の変更（長野県決定）（3・5・6号出川浅間線、3・6・8号末広線）

事 項	時 期	備 考
地元説明	令和2年 1月21日（火）	本郷地区
都市計画変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和2年10月 9日（金）	
公聴会開催の公告	令和2年11月 5日（木）	
素案の閲覧	令和2年11月 6日（金）～ 令和2年11月26日（金）	
公聴会中止の公告	令和2年11月26日（木）	公述の申し出がないため 中止
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和2年11月29日（日）	
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和2年12月24日（木）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和3年 1月 7日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和3年 1月 8日（金）～ 令和3年 1月22日（金）	意見書提出1件
市町村意見聴取回答 （都市計画法第18条第1項）	令和3年 3月 4日（木）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和3年 3月26日（金）	（以下、予定）
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和3年 4月上旬	

都市計画決定に係る意見書の要旨

議案番号	議案審議 第4号	名称	松本都市計画 都市計画道路の変更	都市計画の案の 縦覧期間	縦覧 令和3年1月8日(金)から 令和3年1月22日(金)まで	広報の手段	利害関係の種類		
							関係市町村の住民	その地域内に実質的な生活活動の本拠をもつ者又は法人 区域内の土地に所有権、借地権を持つ ている者、その土地の周辺の住民、決 定される施設を利用しようとする者	
意見書の提出者									
番号	住所	利害関係	要旨区分	意見の要旨					意見に対する見解
1	松本市	利害 関係者	反対	<p>1 出川浅間線の都市計画道路の終点変更について修正を求めます。(約360m削除の計画のうち、終点側の約160mは削除、残り約200mは計画を存続)変更理由である社会情勢の変化等を勘案との記載は、浅間温泉を訪れる宿泊者の数の減少のみに着目した視点と推察され、宿泊者数が減少しても相当程度の人口が居住しており、宿泊以外で訪れる人も依然として多く、居住者や訪問者のための道路整備計画は必要だと思われず。</p> <p>また安曇野市方面から松本市東部への抜け道として浅間温泉内を通過していく車両も多く、狭隘な道路を、スピードを出して通過していく車が多く存在します。通過車両の多さにも着目すべきではないでしょうか。イオンモールの開業で市内は常時渋滞しており、市街地を迂回する南北の道路整備は喫緊の課題です。早急な整備を求めます。</p>					<p>1 松本市は平成20年度から都市計画道路の見直しに取り組み、平成22年度にパブリックコメント、松本市総合計画や都市計画マスタープランをはじめとする上位計画と整合を図り、都市計画道路の見直し方針を策定しています。この見直し方針に基づき、段階的に都市計画道路の見直しを行ってきており、県道の都市計画決定は県が定めるため、今回市から都市計画変更の申し出を受けて県が変更を行うこととしています。</p> <p>都市計画道路は都市の骨格的な基盤として、都市間の広域的な交通や都市における幹線的な役割を担うものであり、地区内の生活道路とは性質が異なります。当該区間は、当該区間の先に都市施設や幹線道路がなく、将来的に都市の拠点間を結ぶ位置付けや広域的な道路機能を担うものではないことから廃止候補に位置付けています。</p> <p>市街地への通過交通を抑制し、円滑な交通流動を確保するため、安曇野市方面から市街地を迂回する南北の交通は一般県道惣社岡田線や3・5・6号出川浅間線の存続区間が担う計画です。</p>
縦覧者	1名	縦覧の概要		<p>期間：令和3年1月8日(金)～1月22日(金) 場所：長野県都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、松本市役所 縦覧者：1名、意見書提出者1名</p>					





変更路線

(長野県決定)

○3・5・6号 出川浅間線 【一部廃止】 ○3・6・8号 末広線 【全線廃止】

変更検討路線

(長野県決定)

- 3・6・9号 大村上金井線 ○3・5・10号 湯ノ原北小松線
- 3・4・11号 宮瀬新橋上金井線
- (松本市決定)
- 3・4・3号 小池浅間線 ○3・5・4号 蟻ヶ崎新井線
- 3・6・13号 女鳥羽川北岸線 ○3・6・14号 女鳥羽川南岸線
- 3・3・15号 松本駅北小松線 ○3・4・27号 南松本駅笹部線
- 3・5・31号 高宮渚線 ○3・5・32号 逢初鎌田線

決定及び廃止の理由

松本市の都市計画道路は、昭和7年に当初の都市計画道路が決定され、昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更が行われ、現在59路線が計画決定されている。

松本市の都市計画道路の総延長は合計115.5km、その内、整備済延長が52.2kmであり、整備率は、約45%にとどまっている。(令和元年度末時点)  
本市の都市計画道路の多くが高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定し、計画されてきたが、昨今においては、少子・高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況等、都市計画決定当時と比べ社会情勢が大きく変化している。

また、都市計画道路の区域内は、将来における事業の円滑な施行を確保するため、都市計画法第53条により建築制限を課していることから、長期未着手の都市計画道路については、住民の権利を過度に制限することにつながる懸念がある。

この様な状況を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図ったうえで、都市計画道路全体について必要性を検証し、関係機関等との協議のうえ、変更方針が決定した路線から都市計画道路の変更を行うものである。

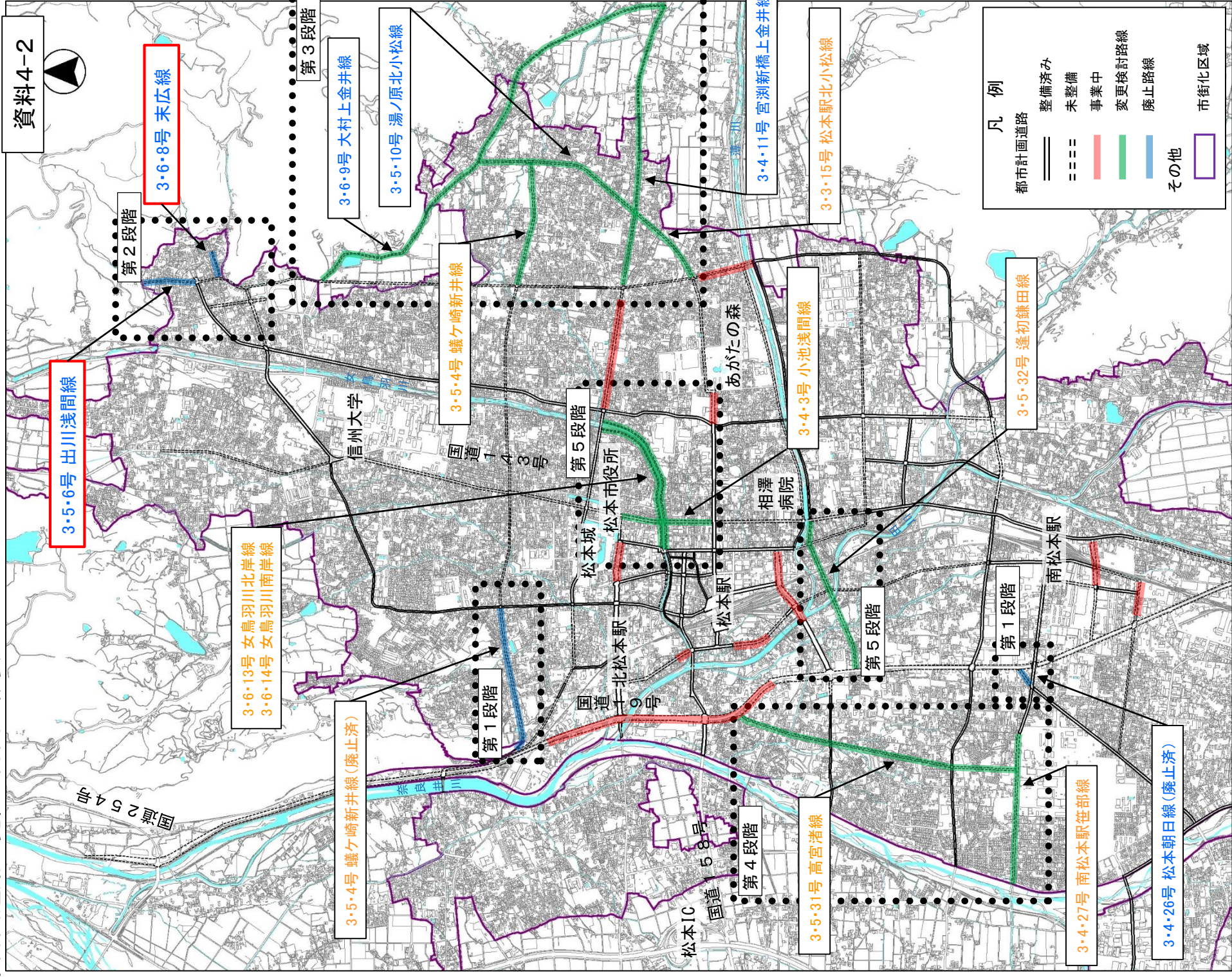
見直し手法

- 見直し対象区間の設定、区間別評価(廃止・変更・存続の各候補案の設定)
  - 必要性の評価(交通機能、空間機能、市街地形成機能)
  - 実現性の評価(代替路、構造上の支障、事業実施上の支障)
- 都市の将来像に即した将来道路網案の作成
  - 区間別評価をもとに、総合計画等の方針(将来都市像)に即した道路網案を作成
  - 立地適正化計画上の拠点性等を考慮
  - 廃止候補とした区間は原則廃止とし、ネットワークとしての妥当性を考慮
  - 道路網案の評価・検証(交通量推計、土地利用面からの検証(居住誘導区域を考慮))
- 関係機関等との協議・調整が整い、変更が確定した路線から順次都市計画変更

見直し経過

- 見直し対象区間の設定、区間別評価
  - 平成23年 1月 パブリックコメント ・平成23年 2月 都市計画審議会
  - 平成23年 3月 区間別評価の公表
- 総合計画等における将来都市像の明確化、将来道路網案の検討作成、都市計画変更
  - 平成23年 3月 総合計画(基本構想2020、第9次基本計画)
  - 平成23年 5月 歴史的風致維持向上計画
  - 平成23年 5月 次世代交通政策基本方針
  - 平成24年 8月 新しい交通体系によるまちづくりビジョン
  - 平成28年 4月 松本市次世代交通政策実行計画
  - 平成29年 3月 立地適正化計画(都市機能誘導区域の設定、将来道路網の位置付け)
  - 平成30年 5月 都市計画策定庁内連絡会議
  - 平成30年11月 都市計画審議会(将来道路網の方針、第1段階変更について報告)
- 都市計画変更
  - 平成30年10月～令和元年11月

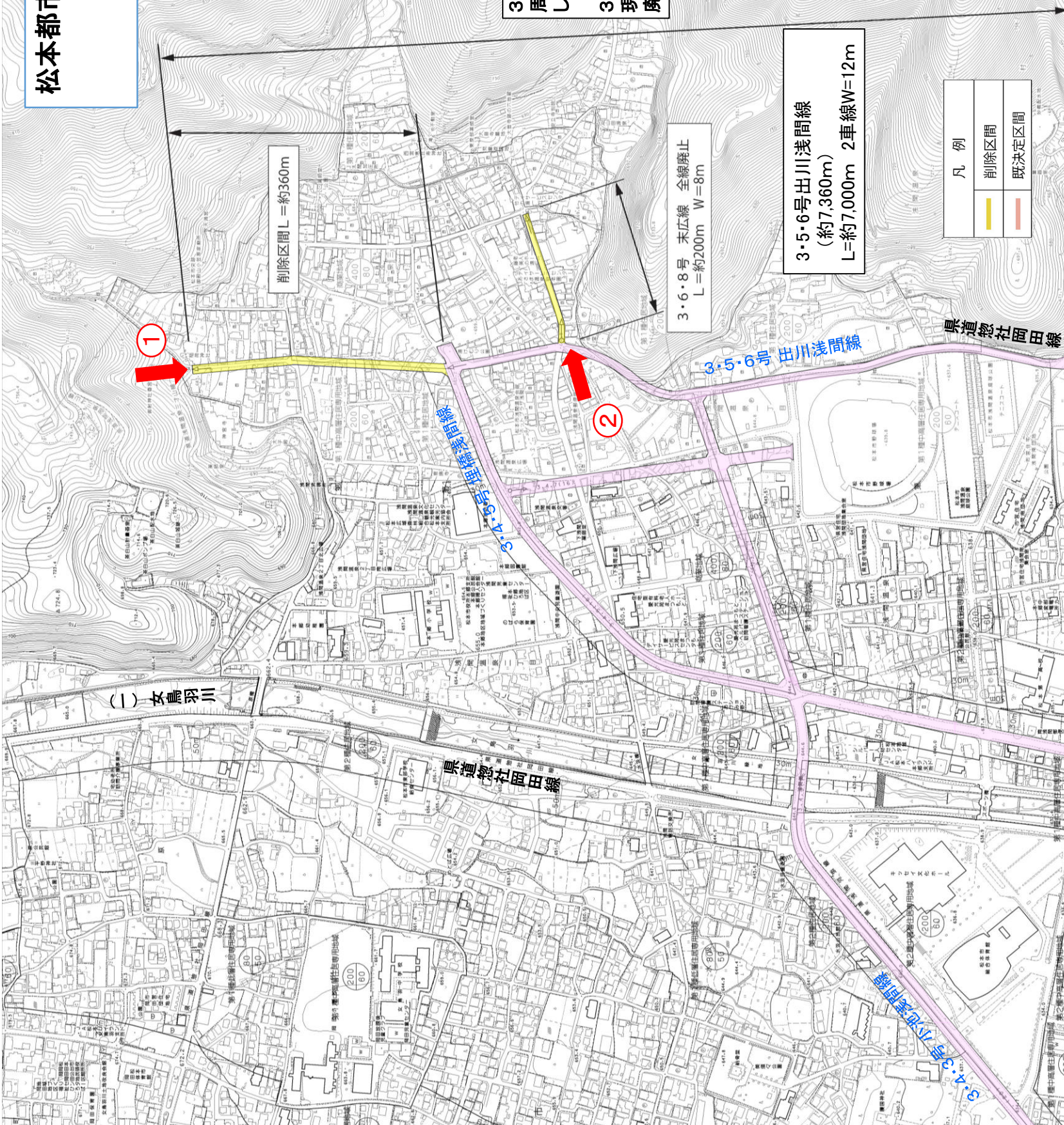
- 令和 2年 1月 第1段階都市計画変更(城山新井線、松本朝日線)
- 第2段階都市計画変更 地元説明会(出川浅間線、末広線)



松本都市計画道路の変更 計画図(長野県決定)

3・5・6号 出川浅間線

3・6・8号 末広線



3・5・6号出川浅間線  
周辺道路が代替性を有していることから、終点側の約360mを削除し終点を変更する。

3・6・8号末広線  
現道が代替性を有し、温泉地の住環境も既に形成されているため、廃止とする。



削除区間 L=約360m

3・6・8号 末広線 全線廃止  
L=約200m W=8m

3・5・6号出川浅間線  
(約7,360m)  
L=約7,000m 2車線 W=12m

凡例	
	削除区間
	既決区間

松本都市計画道路の変更 計画図(長野県決定)  
3・5・6号 出川浅間線(拡大図)

